

令和 2 年 5 月 28 日

各小・中学校長 様

教育長 谷口慶志郎

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開について(お知らせ)

町内各小・中学校では、5月13日(水)から慣らし登校として教育活動の再開を始めているところですが、この間も継続して町内の児童生徒、教職員の感染がなく厳しい局面を乗り越えていることに心より感謝申し上げます。

さて、標記の件について、熊本県教育委員会では、別添の「市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を作成され、5月26日付け、県教育長名で別添写しのとおり、学校の再開に当たっては本ガイドラインを踏まえ、万全の感染症対策を講じた上で、児童生徒の健やかな学びを保障することを目指して、学校等における教育活動を行うように通知がありました。

つきましては、町内小・中学校では6月1日(月)から本格再開に入りますので、下記により万全の感染防止対策のもとで、教育活動を工夫・実施していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 感染症対策及び健康管理について

文部科学省から5月22日付けで示された、「3つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、児童生徒の健やかな学びを保障していくこと。

(1) 児童生徒等への指導

- ① 児童生徒が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して感染症対策に関する指導を行う。

併せて、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別が生じないように十分配慮すること。

(2) 基本的な感染症対策の実施

① 感染源を絶つこと

- ・発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底(教職員も)
- ・家庭と連携した登校時の児童生徒の検温など健康状態の把握
- ・登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合、自宅で休養指導

② 感染経路を絶つこと

- ・流水と石けんでの手洗い、うがいの励行
- 外から教室に入る時、咳やくしゃみ、鼻をかんだ時、給食の前後、掃除の後、トイレの後、共有のものを触った時

・咳エチケット

マスクの着用徹底、ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う、袖で口・鼻を覆う

・消毒

ドアノブ、手すり、スイッチなど、多くの児童生徒が触れる箇所は、1日に1回以上消毒液を使用して清拭する

③抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導する。なお、運動する時は、熱中症対策にも努める。

(3)集団感染のリスクへの対応

①「密閉」の回避(換気の徹底)

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行う。広く天井の高い部屋、エアコン使用の部屋も換気は必要

②「密集」の回避(身体的距離の確保)

人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを推奨。学級内で最大限の間隔をとるように。間隔に一律にこだわらず、頻繁な換気などと組み合わせるなど現場の状況に応じて柔軟に対応を

③「密接」の場面への対応(マスクの着用徹底)

児童生徒や教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましい。熱中症等の健康被害の恐れがあると判断した場合は、マスクを外す。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮を。体育の授業では、マスクの着用は必要無し

2 めりはりのある学習指導の工夫について

長期間の臨時休業期間やその間の児童生徒の学習状況を踏まえ、教科等の年間の指導計画や時間割を再構築するとともに、学びの保障のための取組方針等について、児童生徒や保護者等に丁寧に説明し、共有を図ること。

(1)主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については、今、授業づくりのための最優先配慮事項が3密を避けることから、ペアやグループでの音声言語を活用した学習活動は控える必要がある。一方、文字言語の積極的な活用と個別学習や一斉指導の場面の充実で、対話的な学びに迫ることもできる。文字言語を活用した意見交換、授業の終末の丁寧な振り返り、これにICTの活用を絡めていけば一層の効率化も図ることが可能ではないか、このような取組にも期待する。

(2)学習の基盤となる健康な心身、そして、読み、書き、計算、さらに、コミュニケーション力(文字言語の活用を中心に)の育成に向けて、国語、社会、算数・数学、理科、生活、外国語・英語で、学びの系統性を踏まえ、カリキュラム・マネジメントなど指導の工夫を図る。

(3)音楽、図画工作・美術、家庭・技術、保健・体育では、濃厚接触など感染リスクの高い実技指導に配慮し、指導の順序を変更した実施の工夫に努める。

体育の「水遊び」や「水泳運動」、「水泳」指導では、令和2年5月25日付け教

体第244号「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」を参考に、できれば児童生徒の健康診断実施後、天候が安定している7月後半頃に適切に実施する。

- (4)総合的な学習の時間では、教科学習と関連した地域理解の学習とともに、情報活用能力の育成につながるタブレット使用のスキルアップをはじめ、パワーポイント等を活用した表現力の育成にも努める。

3 学校生活における配慮事項

(1)登下校時

登下校中には、マスクを着用し、人との間隔が密接にならないように指導する。

また、交通安全や犯罪の観点を踏まえた安全指導を継続的に行い、地域と連携した見守り活動の実施など、登下校中の児童生徒一人ひとりの安全確保に努める。

(2)休み時間

休み時間の児童生徒の行動は、教職員の目が届きにくいことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方をしっかり理解させるとともに、休み時間の過ごし方について自分たちで考えさせ、実行するなど、指導の工夫をしたい。

(3)給食

学校給食は、児童生徒の健やかな成長を支える重要な機能がある一方で、感染リスクが高い活動でもある。そこで、まず、給食配食を行う児童生徒等には、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無の確認(症状がある場合は、交代)のもと、清潔な給食衣とマスクの着用、そして石けんを使った手指の洗浄が求められる。

また、食事の前後には、児童生徒等全員の手洗いを徹底する。さらに、会食に当たっては、飛沫感染防止の観点から机を向かい合わせにしない、会話を控える対応も工夫する必要がある。

(4)清掃活動

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクを着用して行う。終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行う。

4 部活動の実施に当たっての留意事項

部活動の実施に当たっては、感染リスクの高い3つの条件を徹底的に避けるよう、実施内容や方法を工夫する。

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教職員(部活動指導員を含む)が部活動の実施状況を把握する。

運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。

(1)活動日数・時間

①6月1日(月)～6月14日(日)

○1週当たりの活動日数は、5日以内とする。

○1日当たりの活動時間は、2時間以内とする。

②6月15日(月)～

活動日数や活動時間、休養日は、南関中学校部活動実施規定を遵守すること。

その際、感染防止や教職員等の負担軽減の観点から、より短時間で効果的な部活動の在り方を求めて、積極的な改善を通して勤務時間の適正な管理に努めること。

(2)合宿・練習試合・対外試合・演奏会・郊外活動等

合宿、練習試合、対外試合、演奏会、郊外活動等は当面禁止する。

(3)体調管理

①活動前後に必ず検温を含めた体調管理を行うこと。

②生徒に発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ等が見られるときは、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養させる。

(4)活動形態

①リスクの低い活動から徐々に実施する。

②一度に大人数が集まって、人が密集する活動にならないように、また、十分な身体的距離を確保して活動するなど、できる限り生徒同士の距離を離すよう配慮するとともに、不要な接触を避けるよう指導する。

③使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。

④マスクの着用は、運動部活動では体育授業の取扱いに準じる。文化部活動では、「近距離の対面での練習は避ける」工夫など、密集を避ける配慮があれば不要。

(5)活動環境

①活動場所は、可能な限り屋外での実施が望ましい。屋内教室や体育館等での活動は、集団感染のリスク及び熱中症への対応に留意する。

②用具等は、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。

③部室等の利用は、短時間の利用とし一斉に使用することは避ける。

*引き続き、小・中学校体育館等の施設の一般利用は、不可とする。

5 その他

(1)各学校は、市町村立学校向けチェックリストを参考に、学校再開時に感染症対策が行われているか確認すること。また、日々、チェックリストの項目に留意して教育活動に当たること。

(2)児童生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染症の感染(疑いを含む。)が判明した場合には、令和2年4月21日付け熊本県教育委員会の、市町村立学校の初動対応に基づき、「感染拡大の防止」や「個人情報の保護」などに留意して適切に対応すること。

(3)今回のコロナ禍による学校の長期休業措置の課題解決には、学校と家庭を繋いだ双方向の遠隔授業の実施環境をつくることに尽きる。

そのためにも、校務の情報化による業務の効率化とタブレット端末等を活用した授業改善を加速させ、その延長線上に遠隔授業や会議の実施を位置付けるなど、感染が及ばない学校の新しい取組を積極的に推進すること。